

市街化調整区域における保険調剤を行う薬局

市街化調整区域内において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という。）第2条第12項に規定する薬局を建築する目的で行う開発行為及び建築行為について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法（以下「法」という。）第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホの規定に該当し、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 適用要件

薬局とは、薬機法第2条第12項に該当する薬局であり、かつ、健康保険法第63条第3項第1号に該当する保険薬局であること。

2 事業者の資格等

事業者の過去の経験及び実績を考慮して、当該薬局の実現性が明確であり、かつ、次の条件を満たしているものであること。

- (1) 薬局の開設に際し、薬剤師の免許を事業者（申請者又は法人等の場合にあつては従業員）が有すること。
- (2) 薬局の開設について、事業者（申請者に限る。）が薬機法第4条による許可を取得できる見込みがあると認められるものであること。

3 立地の場所等

立地の場所等は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 開発区域と市街化調整区域内の病院又は診療所の敷地との間隔が、50メートル以内であること。
- (2) 開発区域は法第33条第1項第2号に適合する前面道路に有効に6メートル以上接すること。

4 開発区域の規模

開発区域の面積は、300平方メートル以下とすること。

5 予定建築物に関する基準

予定建築物は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 建築物の階数は1とし、建築物の延べ床面積は100平方メートル以下であること。
- (2) 予定建築物は自己の業務の用に供するものであること。
- (3) 管理諸室（事務室、休憩室、更衣室、物置等、管理運営する上で通常付属すると考えられる諸室で、居住施設は含めない。）を併設する場合、その部分の床面積は、延べ床面積の2分の1以下で、かつ、同一棟とすること。
- (4) 薬局（申請建築物）の出入口は道路に面して設けること。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

7 その他

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる駐車場等が開発区域内に設けられていること。

附 則

この基準は、平成14年4月5日から施行する。(平成14年4月5日第1回議決)

附 則

この基準は、平成16年5月17日から施行する。(平成16年4月22日第2回議決)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。

(平成19年11月1日第4回議決)

附 則

この基準は令和7年8月1日から施行する。(令和7年2月5日第31回議決)